

修学貸付のご案内

1月から受付開始

令和4年4月に進級されるお子さまの授業料や住居費など、教育に必要な資金を融資する修学貸付は、1月から申し込みを受付けています。借り入れをご希望の方は共済事務担当課をとしてお申し込みください。

なお、入学時の教育費用の貸付は、入学貸付と修学貸付が併用できますので、詳細については「いばらき共済」令和3年11月号(No.332)をご覧ください。



他の金融機関で借りるよりずっとお得ね!!

貸付利率	年利率 1.26% ※国債の利回り等により変動する場合があります。
貸付対象	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が次の学校で修学に要する費用。 ※同対象期間に入学貸付を同時申し込みした場合は、重複する費用は対象となりません。
対象となる学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育法に規定する学校 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校・大学(短期大学を含む。)・高等専門学校 ・専修学校および各種学校・中等教育学校(後期課程に限る。) ◆外国の教育機関で上記に準ずる学校
対象費用	◆授業料 ◆教材費 ◆家賃等 ◆電車・バス等の定期代 ※すべて 年度単位 となります。
貸付金額	<p>上限180万円(月15万円×12ヵ月分)</p> <p>必要費用の範囲内で1万円単位の金額となります。ただし、4月までのお申し込みに関し、上限は180万円となります。</p> <p>※5月以降は、15万円×お申し込み月の翌月から年度末までの月数分が上限となります。</p>
償還方法	<p>お申し込み時の「修学貸付に係る償還申請書」により、償還(返済)方法を選択していただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆償還開始…貸付けを受けた月の翌月から給与控除による元利均等償還 ◆償還据置中…利息のみの償還 ※据置期間中の一部繰上償還はできません。 <p>修学終了後、または償還開始申出後、給与控除により償還開始となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆繰上償還…償還開始後は手数料不要で繰上(一部繰上)償還ができます。
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆普通・災害家財・特別貸付申込書 ダウンロード可 ◆借入状況等申告書 ダウンロード可 <p>(金融機関等から借り入れがある場合、現在から将来に亘って償還額のわかる書類の写し。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆修学貸付に係る償還申請書 ダウンロード可 ◆印鑑登録証明書(申込書類全般に使用する印影を確認するため。) ◆在学証明書(入学前の場合は合格通知書等の写し。) ◆「対象となる費用」の確認できる書類の写し ◆戸籍抄本(被扶養者でない子の場合。)
締切日	借入れ希望月の前月末日(当組合必着)
貸付日	<p>申込月の翌月28日に共済組合登録口座へ送金します。</p> <p>※金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。</p>
その他	入学・進級前にお申し込みの場合は、4月以降に入学または進級したことを所定の様式でご報告いただけます。



入学貸付と違って償還を据置きできる場所がいいね!!

当組合ホームページ
貸付事業は
こちら



お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412